

福井県報

第 273 号
令和 5 年
11月 14日(火)
火曜日発行

告 示

目 次

- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通
観覧券に係る観覧料の徴収事務委託(四三二・一乗谷朝倉氏遺跡博物館)……………一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定
自立支援医療機関の指定(四三三・障がい福祉課)……………一
- 福井県知事許可漁業における制限措置および申請期間(四三四・水産課)……………二
- 保安林の指定の予定(四三五・森づくり課)……………九
- 大野警察署建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(四三六・警察本部会計課)……………一〇

公 告

- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開
拓課)……………一一
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知(森づくり課)……………一二
- 土地改良区の役員の退任(福井農林総合事務所)……………一二
- 土地改良区の役員の就任(同)……………二二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定(二件・丹南土木事務所)……………三三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(科学
技術高等学校)……………三三

告 示

福井県告示第432号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館の設置および管理に関する条例(昭和56年福井県条例第8号)第5条および第6条に規定する観覧料、図録等販売料および使用料の徴収事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月14日

福井県知事 杉本 達治

1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所

一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会

会長 岸田 清

福井市城戸ノ内町28番37号

2 委託事務の内容

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収の事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 徴収の方法

納付書による。

福井県告示第433号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年11月14日

福井県知事 杉本 達治

担当する自立支援医療の種類 精神通院医療	名称 トレミらいふ薬局	所在地 越前市帆山町9-22-4	開設者名称 北陸クオール株式会社	代表者 代表取締役 今庄 由浩	開設者住所 石川県金沢市沖町二31	指定日 令和5年11月1日
-------------------------	----------------	---------------------	---------------------	--------------------	----------------------	------------------

福井県告示第434号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業および福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号。以下「規則」という。）第4条第1項各号に掲げる漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置および申請すべき期間を次のように定めたとで公示する。

令和5年11月14日

福井県知事 杉本 達治

- 1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

表1 法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業（手操第1種漁業）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小型機船底びき網漁業（手操第2種漁業）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
小型機船底びき網漁業（手操第3種漁業）	なまこけた網漁業	(略)	2トン未満の範囲において許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	敦賀市立石岬（出古島）と同市岡崎（冠岩）を結ぶ線以南の敦賀湾の海域の周囲50メートル以内の海域を除く。	1月1日から3月31日まで および 12月11日から12月31日まで	(敦賀市と若狭町世久見地域以外)に住所を置く者
		3（許可または起業の認可を受けている船舶の数：51隻）					敦賀市に住所を置く者

戻けた網漁業	(略)	(略)	(略)	三方上中郡若狭町世久見と塩坂越との境界青井川に設置した標柱、同標柱より298度800メートルの点、同町地先鳥辺島赤礁に設置した標柱および同町世久見地先推出鼻に設置した標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域 ただし、敷設中の小型定置漁具の周囲200メートルおよび養殖用施設の周囲50メートル以内の海域を除く。	(略)	(略)	若狭町世久見地域に住所を置く者
--------	-----	-----	-----	---	-----	-----	-----------------

表2 規則第4条第1項第5号に掲げる固定式刺し網漁業

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべし船隻等の数	船舶の総トン数	推進機開の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	一枚網漁業(おじ底刺し網漁業)	1 (許可または起業の認可を受けている船隻の数: 25隻)	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機開の馬力数	福井・石川両県境から、北西の線以南の福井県沖合海域(5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大ゾリの海域を除く。) ただし、定置漁業の保護区域内および次に掲げる区域を除く。 ① 北緯36度2.0分、東経135度5.5.8分の点を中心とした半径3,000メートル以内の松出シ瀬の海域 ② 200メートル等深線以浅の玄達瀬の海域 ③ 北緯36度2.3.5分、東経135度5.9.5分の点を中心とした半径3,000メートル以内の新松出シ瀬の海域 ④ 北緯35度4.8.2分、東経136度の点を中心とした半径500メートル以内のトーゾリの海域	4月1日から8月31日まで	敦賀市 美浜町 若狭町 に住所を置く者 小浜市および大飯郡に住所を置く者
		1 (許可または起業の認可を受けている船隻の数: 13隻)	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機開の馬力数		大飯郡おおい町鯨崎突端と小浜市松ヶ崎突端を結ぶ線と陸岸によって囲まれた小浜湾の海域	1月1日から3月31日までおよび9月1日から12月31日まで
一枚網漁業(おざみ底刺し網漁業)	1 (許可または起業の認可を受けている船隻の数: 6隻)	許可証に記載されている船舶の数: 6	(略)	(略)	敦賀市と美浜町の境界、同境界より真方位315度の線と三方上中郡御神島北端から真方位43度の線(南条郡金華山頂上と三方上中郡御神島北端を結ぶ線)との交点、同線と美浜町と若狭町の境界から真方位300度の線との交点、同境界を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域(5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度4.3.2分、東経135度5.3.2分の点を中心とした半径1000メートル以内の大ゾリの海域を除く。) ただし、共同漁業権内および定置漁業の保護区域内を除く。	7月1日から12月31日まで	美浜町のうち美浜地域、日向地域に住所を置く者
一枚網漁業(おびえり底刺し網漁業)	2 (許可または起業の認可を受けている船隻の数: 2隻)	許可証に記載されている船舶の数: 2	(略)	(略)	次の各点を順次に結んだ線で囲まれた海域 (1) 福井県と石川県との陸岸における境界点から真方位315度の線と、坂井市安島岬突端から西3海里の点と石川県羽咋市滝崎突端を結ぶ線との交点 (2) 坂井市安島岬突端から西3海里の点 (3) 三方上中郡若狭町常神岬突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線を北に延長	3月16日から5月15日までおよび11月1日から12月31日まで	小浜市、おおい町に住所を置く者 あわら市 坂井市三国町 福井市 丹生郡 南越前町

る船舶の数： 56(隻)	65 (許可または起業の認可を受けている船舶の数：74隻)	ただし、区画、共同漁業権の漁場内、定置漁業権の保護区域内及び坂井市三国町宿井港三国防波堤突端中心点、同点から真方位2900度1,000メートルの点、福井市西畑町大稲葉地先に設置した標柱から真方位320度1,000メートルの点、同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸とによって囲まれた海域を除く。 (1) 三方上中郡若狭町常神埼突端 (2) (1)の点と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線を北に延長した線と大飯郡鋸崎突端と坂井市安島崎突端から西3海里の点を結ぶ線との交点 (3) 坂井市安島崎突端から西3海里の点 (4) 石川県羽咋市滝崎突端 南条郡と敦賀市との陸岸における境界点から真方位305度の線と、大飯郡高浜町甲埼突端から真方位0度の線との両線間であって、次の各点を順次に結んだ線と陸岸との間の海域 (1) 京都府舞鶴市沖の島北端 (2) (1)の点と三方上中郡若狭町常神埼突端とを結ぶ線と、大飯郡鋸崎突端と坂井市安島崎突端から西3海里の点とを結ぶ線との交点 (3) (2)の後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡千飯崎突端とを結ぶ線との交点 (4) (3)の後段の線と、三方上中郡若狭町常神埼突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点とを結ぶ線との交点 (5) 丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点(5月1日から7月15日までの期間においては、北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の海域を除く。)のトーグラの海域	丹生郡 南越前町 に住所を置く者
			62 (許可または起業の認可を受けている船舶の数：68隻)

表3 規則第4条第1項第17号に掲げるあわび漁業

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格		
あわび漁業	あわび漁業(徒手・磯見漁法)	57 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：57)	—	—	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第476号 北緯36度08分39.3秒、東経136度04分59.5秒 (7ーア) 北緯36度08分57.0秒、東経136度04分29.5秒 基点第477号 北緯36度13分04.2秒、東経136度07分39.0秒 坂井市三国町新保地先新保導流堤突端	1月1日から 12月31日まで	あわら市 坂井市 福井市 越前町 に住所を置く者		
		20 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：21)			(1) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第541号 北緯35度40分46.4秒、東経136度04分28.3秒 (15ーイ) 北緯35度40分44.8秒、東経136度04分28.3秒 (15ーウ) 北緯35度40分48.1秒、東経136度04分08.4秒 (15ーコ) 北緯35度40分39.6秒、東経136度04分00.3秒 (15ーサ) 北緯35度40分39.6秒、東経136度04分21.1秒 (15ーシ) 北緯35度40分07.5秒、東経136度04分21.1秒 (15ース) 北緯35度40分07.5秒、東経136度03分23.9秒 (15ーセ) 北緯35度39分54.6秒、東経136度03分26.3秒 (15ーソ) 北緯35度39分43.1秒、東経136度03分29.6秒 基点第542号 北緯35度39分26.3秒、東経136度03分31.6秒			1月1日から 12月31日まで	敦賀市に住所を置く者

10 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：35)	<p>(2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 301 号 北緯 35 度 44 分 32.9 秒、東経 136 度 01 分 34.3 秒 基点第 304 号 北緯 35 度 44 分 40.4 秒、東経 136 度 01 分 45.1 秒</p> <p>(3) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 508 号 北緯 35 度 45 分 39.6 秒、東経 136 度 00 分 58.5 秒 (15-ツ) 北緯 35 度 45 分 46.4 秒、東経 136 度 00 分 50.4 秒 (15-チ) 北緯 35 度 45 分 40.6 秒、東経 136 度 00 分 37.4 秒 基点第 509 号 北緯 35 度 45 分 31.6 秒、東経 136 度 00 分 48.1 秒</p> <p>(4) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 1012 号 北緯 35 度 45 分 15.3 秒、東経 136 度 00 分 33.4 秒 (15-ト) 北緯 35 度 45 分 26.3 秒、東経 136 度 00 分 23.9 秒 (15-ナ) 北緯 35 度 45 分 06.3 秒、東経 135 度 59 分 51.0 秒 基点第 1013 号 北緯 35 度 44 分 59.2 秒、東経 135 度 59 分 57.4 秒</p> <p>(5) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 511 号 北緯 35 度 44 分 28.2 秒、東経 135 度 59 分 11.4 秒 (15-ニ) 北緯 35 度 44 分 32.0 秒、東経 135 度 59 分 06.2 秒 (15-ヌ) 北緯 35 度 44 分 41.4 秒、東経 135 度 58 分 41.5 秒 基点第 512 号 北緯 35 度 44 分 03.3 秒、東経 135 度 58 分 57.5 秒</p>	1月1日から 12月31日まで	美浜町に住所を置く者
7 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：7)	<p>(1) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 317 号 北緯 35 度 42 分 11.4 秒、東経 135 度 58 分 16.5 秒 (16-キ) 北緯 35 度 42 分 11.2 秒、東経 135 度 58 分 05.3 秒 (16-ク) 北緯 35 度 42 分 04.3 秒、東経 135 度 58 分 10.3 秒 (16-ケ) 北緯 35 度 41 分 50.6 秒、東経 135 度 57 分 56.3 秒 基点第 320 号 北緯 35 度 41 分 60.0 秒、東経 135 度 57 分 44.7 秒 基点第 321 号 北緯 35 度 42 分 15.3 秒、東経 135 度 58 分 18.1 秒 基点第 322 号 北緯 35 度 42 分 15.2 秒、東経 135 度 57 分 57.9 秒</p> <p>(2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 102 号 北緯 35 度 42 分 24.2 秒、東経 135 度 57 分 51.7 秒 基点第 104 号 北緯 35 度 42 分 26.9 秒、東経 135 度 57 分 44.5 秒</p> <p>小浜港突堤先端および次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 (26-ソ) 北緯 35 度 30 分 15.5 秒、東経 135 度 44 分 30.4 秒 (26-タ) 北緯 35 度 30 分 17.5 秒、東経 135 度 44 分 27.7 秒 (26-チ) 北緯 35 度 30 分 20.8 秒、東経 135 度 44 分 09.5 秒 (26-ツ) 北緯 35 度 30 分 04.3 秒、東経 135 度 43 分 57.3 秒 基点第 504 号 北緯 35 度 29 分 52.3 秒、東経 135 度 44 分 27.3 秒</p>	1月1日から 12月31日まで	小浜市に住所を置く者
54 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：57)	<p>(1) 次の基点第 404 号と基点第 407 号とを結んだ線、基点第 405 号と基点第 406 号とを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 404 号 北緯 35 度 28 分 56.7 秒、東経 135 度 37 分 22.8 秒 基点第 405 号 北緯 35 度 28 分 59.3 秒、東経 135 度 37 分 23.2 秒 基点第 406 号 北緯 35 度 29 分 20.5 秒、東経 135 度 37 分 30.4 秒 基点第 407 号 北緯 35 度 29 分 19.5 秒、東経 135 度 37 分 33.6 秒</p>	1月1日から 12月31日まで	おおい町に住所を置く者

<p>10 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：27)</p>	<p>(2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 301 号 北緯 35 度 44 分 32.9 秒、東経 136 度 01 分 33.4 秒 基点第 304 号 北緯 35 度 44 分 40.4 秒、東経 136 度 01 分 45.1 秒</p> <p>(3) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 508 号 北緯 35 度 45 分 39.6 秒、東経 136 度 00 分 58.5 秒 (15-ア) 北緯 35 度 45 分 46.4 秒、東経 136 度 00 分 50.4 秒 (15-イ) 北緯 35 度 45 分 40.6 秒、東経 136 度 00 分 37.4 秒 基点第 509 号 北緯 35 度 45 分 31.6 秒、東経 136 度 00 分 48.1 秒</p> <p>(4) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 1012 号 北緯 35 度 45 分 15.3 秒、東経 136 度 00 分 34.0 秒 (15-ロ) 北緯 35 度 45 分 26.3 秒、東経 136 度 00 分 23.9 秒 (15-ナ) 北緯 35 度 45 分 06.3 秒、東経 135 度 59 分 51.0 秒 基点第 1013 号 北緯 35 度 44 分 59.2 秒、東経 135 度 59 分 57.4 秒</p> <p>(5) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 511 号 北緯 35 度 44 分 28.2 秒、東経 135 度 59 分 11.4 秒 (15-ニ) 北緯 35 度 44 分 32.0 秒、東経 135 度 59 分 06.2 秒 (15-エ) 北緯 35 度 44 分 14.8 秒、東経 135 度 58 分 41.5 秒 基点第 512 号 北緯 35 度 44 分 03.3 秒、東経 135 度 58 分 57.5 秒</p> <p>(1) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 317 号 北緯 35 度 42 分 11.4 秒、東経 135 度 58 分 16.5 秒 (16-キ) 北緯 35 度 42 分 11.2 秒、東経 135 度 58 分 05.3 秒 (16-ク) 北緯 35 度 42 分 04.3 秒、東経 135 度 58 分 10.3 秒 (16-ケ) 北緯 35 度 41 分 50.6 秒、東経 135 度 57 分 56.3 秒 基点第 320 号 北緯 35 度 41 分 00.0 秒、東経 135 度 57 分 47.7 秒 基点第 321 号 北緯 35 度 42 分 15.3 秒、東経 135 度 58 分 18.1 秒 基点第 322 号 北緯 35 度 42 分 15.2 秒、東経 135 度 57 分 57.9 秒</p> <p>(2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 102 号 北緯 35 度 42 分 24.2 秒、東経 135 度 57 分 51.7 秒 基点第 104 号 北緯 35 度 42 分 26.9 秒、東経 135 度 57 分 44.5 秒</p> <p>小浜港突堤先端および次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 (26-ソ) 北緯 35 度 30 分 15.5 秒、東経 135 度 44 分 30.4 秒 (26-タ) 北緯 35 度 30 分 17.5 秒、東経 135 度 44 分 27.7 秒 (26-チ) 北緯 35 度 30 分 20.8 秒、東経 135 度 44 分 09.5 秒 (26-ツ) 北緯 35 度 30 分 04.3 秒、東経 135 度 43 分 57.3 秒 基点第 504 号 北緯 35 度 29 分 52.3 秒、東経 135 度 44 分 27.3 秒</p> <p>(1) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 397 号 北緯 35 度 31 分 16.7 秒、東経 135 度 30 分 51.6 秒 基点第 403 号 北緯 35 度 31 分 28.0 秒、東経 135 度 30 分 54.4 秒</p> <p>(2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 272 号 北緯 35 度 31 分 43.5 秒、東経 135 度 30 分 09.7 秒 (38-オ) 北緯 35 度 31 分 46.1 秒、東経 135 度 30 分 04.7 秒</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>美浜町に住所を置く者</p>
<p>7 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：7)</p>	<p>小浜港突堤先端および次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 (26-ソ) 北緯 35 度 30 分 15.5 秒、東経 135 度 44 分 30.4 秒 (26-タ) 北緯 35 度 30 分 17.5 秒、東経 135 度 44 分 27.7 秒 (26-チ) 北緯 35 度 30 分 20.8 秒、東経 135 度 44 分 09.5 秒 (26-ツ) 北緯 35 度 30 分 04.3 秒、東経 135 度 43 分 57.3 秒 基点第 504 号 北緯 35 度 29 分 52.3 秒、東経 135 度 44 分 27.3 秒</p> <p>(1) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 397 号 北緯 35 度 31 分 16.7 秒、東経 135 度 30 分 51.6 秒 基点第 403 号 北緯 35 度 31 分 28.0 秒、東経 135 度 30 分 54.4 秒</p> <p>(2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 272 号 北緯 35 度 31 分 43.5 秒、東経 135 度 30 分 09.7 秒 (38-オ) 北緯 35 度 31 分 46.1 秒、東経 135 度 30 分 04.7 秒</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>小浜市に住所を置く者</p>
<p>16 (許可または起業の認可を受けている漁業者の数：18)</p>	<p>小浜港突堤先端および次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 (26-ソ) 北緯 35 度 30 分 15.5 秒、東経 135 度 44 分 30.4 秒 (26-タ) 北緯 35 度 30 分 17.5 秒、東経 135 度 44 分 27.7 秒 (26-チ) 北緯 35 度 30 分 20.8 秒、東経 135 度 44 分 09.5 秒 (26-ツ) 北緯 35 度 30 分 04.3 秒、東経 135 度 43 分 57.3 秒 基点第 504 号 北緯 35 度 29 分 52.3 秒、東経 135 度 44 分 27.3 秒</p> <p>(1) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 397 号 北緯 35 度 31 分 16.7 秒、東経 135 度 30 分 51.6 秒 基点第 403 号 北緯 35 度 31 分 28.0 秒、東経 135 度 30 分 54.4 秒</p> <p>(2) 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第 272 号 北緯 35 度 31 分 43.5 秒、東経 135 度 30 分 09.7 秒 (38-オ) 北緯 35 度 31 分 46.1 秒、東経 135 度 30 分 04.7 秒</p>	<p>1月1日から 12月31日まで</p>	<p>高浜町に漁業の根拠地を有する者</p>

				(38-カ) (50-オ) 基点第275号	北緯35度31分40.6秒、東経135度29分53.3秒 北緯35度31分30.4秒、東経135度29分43.6秒 北緯35度31分25.7秒、東経135度29分45.0秒		
--	--	--	--	-----------------------------	--	--	--

2 許可または起業の認可を申請すべき期間

- (1) 小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）のなまこけた網漁業のうち、敦賀市、若狭町世久見地域に住所を置く者
令和5年11月14日から令和5年11月24日まで
- (2) 固定式刺し網漁業
令和5年11月14日から令和5年12月14日まで
- (3) あわび漁業
令和5年11月14日から令和5年12月14日まで
- (4) なまこ漁業
令和5年11月14日から令和5年12月14日まで

福井県告示第435号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年11月14日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
福井市大久保町31字滝ノ上30

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第436号

大野警察署建築工事業の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事業の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事業の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年11月14日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事業名

大野警察署建築工事業

(2) 工事場所

大野市中保27字墓前8-1 他1筆

(3) 工事概要

庁舎 鉄筋コンクリート造4階建て

延べ面積 3,310.86㎡

車庫 鉄筋コンクリート造平屋建て

延べ面積 161.52㎡

倉庫 鉄筋コンクリート造平屋建て

延べ面積 288.13㎡

その他（パトカー車庫、自転車置場、外構）の新築工事業

2 この工事業の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事業入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事業入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

- (1) この工事業を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する3の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事業共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事業A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（

平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事業の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事業等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われていない者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事業に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事業の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事業に関する入札公告において定める工事業実績を有する者であること。

3 特定建設工事業入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事業入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和5年11月14日（火）から同年11月29日（水）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課施設契約第一係

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等の入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資

格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年11月14日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

そよら福井開発

福井県福井市西開発三丁目205番地 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

4 大規模小売店舗の新設をする日

その他未定

その他未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

- 令和6年7月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5. 264㎡
- 6 駐車場の収容台数 274台
- 7 駐輪場の収容台数 156台
- 8 荷さばき施設の面積 84㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 44.1㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時から午後1時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 14 届出のあった日
令和5年10月30日
- 15 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
福井市商工労働部商工振興課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 17 意見書の提出先
福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月14日

- 福井県知事 杉本 達治
- 1 所在の不分明な者の氏名
間利栄、兼井秀雄、加保喜一郎、松浦晃、松浦輝雄、丸山キミ、山田文雄
- 2 通知の要旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を行ったこと。
(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和5年7月18日福井県告示第307号による。
- 3 揭示場所
福井県庁および大野市役所

徳光用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月25日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月14日

- | 役員名 | 氏名 | 住 所 |
|-----|-------|---------------|
| 理 事 | 澤井 照男 | 福井市岩倉町8-11 |
| 〃 | 徳長 則行 | 福井市太田町16-28 |
| 〃 | 大西 新 | 福井市柳泉町88-12 |
| 〃 | 細野 丈志 | 福井市生部町4-22-1 |
| 〃 | 岩崎 眞次 | 福井市上東郷町16-17 |
| 〃 | 澤崎 三男 | 福井市稲津町72-48 |
| 〃 | 吉田 清治 | 福井市帆谷町16-14-1 |
| 〃 | 高島 秀明 | 福井市徳光町45-39 |
| 〃 | 皆川 恭英 | 福井市二上町9-18 |
| 〃 | 田畑 幸夫 | 福井市下河北町33-26 |
| 〃 | 奈良本 誓 | 福井市上河北町13-20 |
| 監 事 | 國枝 俊昭 | 福井市深見町99-9-1 |
| 〃 | 前田 益伸 | 福井市上細江町17-32 |
| 〃 | 西村 政利 | 福井市東大味町35-39 |

徳光用水土地改良区から、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次の者が令和5年10月26日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年11月14日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	大西 新	福井市柝泉町88-12
〃	皆川 恭英	福井市二上町9-18
〃	澤井 照男	福井市岩倉町8-11
〃	岩崎 眞次	福井市上東郷町16-17
〃	伊藤 十衛	福井市東郷中島町10-12
〃	梶川 清治	福井市大村町25-12
〃	吉田 清治	福井市帆谷町16-14-1
〃	高島 秀明	福井市徳光町45-39
〃	森川 豊弘	福井市太田町16-26
〃	伊川 敏夫	福井市上河北町27-13
〃	吉村 一行	福井市下河北町34-10
監事	和田 恒央	福井市西大味町28-6
〃	堀 智行	福井市上細江町16-13
〃	小川 廣幸	福井市柝泉町66-1-2

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月14日

福井県丹南土木事務所長 小野田 利宏

- 1 落札に係る物品の名称および数量
凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg）850t（購入見込量）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県丹南土木事務所
越前市上太田町42-1-1
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月25日
- 4 落札者の名称および住所
山清建設株式会社
越前市稲寄町5-3-1
- 5 契約金額
52,000円（1tあたり）消費税抜き）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和5年9月12日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月14日

福井県丹南土木事務所長 小野田 利宏

- 1 落札に係る物品の名称および数量
凍結防止剤 塩化ナトリウム（500kg）580t（購入見込量）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県丹南土木事務所
丹生郡越前町気比庄3-17
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月25日
- 4 落札者の名称および住所
星和ケミカル株式会社
福井市菅谷2丁目7番地10号
- 5 契約金額
51,000円/t
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和5年9月12日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年11月14日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
福井県立科学技術高等学校産業教育実習用コンピュータ機器等購入および保守業務委託 一式（長期継続契約）
(2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
(3) 契約期間

契約締結日から令和13年2月28日まで
この期間に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額
について、減額または削除があった場合には、この契約を解除する。

(4) 機器納入期限

令和6年2月29日17時

(5) 保守委託期間

令和6年3月1日から令和13年2月28日まで

(6) 納入場所

福井県福井市下江守町28番地

福井県立科学技術高等学校

情報化学実習室、NC実習室、制御実習室3

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用
を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」とい
う。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日
時までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする
。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが
行われている者、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再
生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に係る調達物品を納入する
技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札の調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよ
びメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応するこ
とができると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその
支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力
団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定す
る暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与
するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している
者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) この入札業務と同種同等のサービス提供を行った実績を有する者であること。

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る
電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電
子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請
または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契
約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うこ
とができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局
の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒918-8037

福井県福井市下江守町28番地

福井県立科学技術高等学校 事務室

電 話 0776-36-1856

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステ
ムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによ
る様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者
（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定める様式）に、必要書類を
添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の
確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和5年11月14日(火) から令和5年12月8日(金) 16時まで

(2) 申請書の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、入札参加資格確認申請書の情報が、契約担当者が本件入札に使用する電子計
算機に備え付けられたファイルに、提出期間中に記録されたものを有効とする。
申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成

12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出先

4(1)に同じ。

イ 提出方法

提出期間内に提出先へ直接持参または郵送すること。(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)

6 入札書の提出方法、提出期間、開札日時および開札場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)および(3)に同じ。

(2) 入札書の提出期間

令和5年12月25日(月) 8時30分から17時まで

令和5年12月26日(火) 8時30分から16時まで

(3) 開札日時

令和5年12月27日(水) 10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市下江守町28番地

福井県立科学技術高等学校 応接室

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付期間

福井県の休日を含め定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be required

Hardware and the others for industrial education of Fukui Prefectural Senior High School of Science and Technology (including maintenance)

(2) Date, time of Bidding

9:00am.Mon.25th December 2023 - 4:00pm.Tue.26th December 2023

(3) Deadline for delivery:

29th February 2024

(4) Period of contract

1st March 2024 - 28th February 2031

(5) Contact

Fukui Prefectural Senior High School of Science and Technology

28, Shinoemori-cho, Fukui City, Fukui Prefecture, 918-8037 Japan.

TEL +81-776-36-1856

令和五年十一月十四日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県